

鳥取縣公報

第四百十二號

昭和八年四月十八日

火曜日

縣令

◇鳥取縣令第五號

貸座敷及娼妓賦金規則左ノ通定メ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年四月十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

貸座敷及娼妓賦金規則

第一章 總 則

第一條 貸座敷營業及娼妓稼ヲ爲ス者ニハ花揚高ヲ賦課標準トシ別ニ定ムル課率ニ依リ毎月賦金ヲ賦課ス

第二條 前條ノ賦課標準ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ計算ス

00960

一 貸座敷營業

前月中ノ娼妓及藝妓ノ花揚高(買花高)

二 娼妓

前月中ノ花揚高

前項花揚高ハ各種手數料獎勵金等ヲ差引カザル總額ニ依リ一圓未滿ノ端數ハ切捨ツ

前月賦課期日後ニ於テ新ニ納入義務ノ發生シタルモノナルトキハ前月ノ總花揚高ヲ營業日數ニテ除シ之ニ前月ノ總日數ヲ乘ジタル額ヲ以テ前月ノ花揚高ト看做ス

賦金納入義務ノ發生又ハ消滅シタル當月分ノ賦課標準ハ左ノ區分ニ依ル

一 納入義務發生ノトキ

其ノ月ノ花揚高

二 納入義務消滅ノトキ

消滅ノ日十五日以前ナルトキハ前月ノ花揚高ノ半額、十六日以後ナルトキハ同全額

第三條 賦金ハ毎月一日現在ノ納入義務者ニ賦課シ其ノ月二十日限り之ヲ徵收ス但シ賦課期日

後納入義務ノ發生若ハ消滅シタルモノニ對シテハ左ノ區分ニ依ル

00961

一 納入義務發生シタルトキ

翌月一日之ヲ賦課シ同月七日限り徵收ス

二 納入義務消滅シタルトキ

消滅ノトキ之ヲ賦課シ徵收ス

第二章 徵收手續

第四條 賦金ハ財務出張所長之ヲ徵收ス

第五條 鳥取市、米子市及西伯郡福生村内ニ於ケル娼妓又ハ藝妓ノ檢番事務所ノ代表者ハ別記

第一號様式ニ依リ前月中ニ於ケル花揚高ヲ其ノ月五日迄ニ所轄財務出張所長ニ届出ズベシ但シ貸座敷以外ニ屬スル花揚高ハ此ノ限りニ在ラズ

第六條 財務出張所長賦金ヲ徵收セントスルトキハ市長ニ對シ毎月八日迄ニ別記第二號様式ニ

依リ賦課令書ヲ發スベシ但シ納入義務ノ消滅シタルモノニ對シテハ消滅ノトキ之ヲ發スベシ

第七條 市長ハ前條ノ賦課令書ニ基キ其ノ月十三日迄ニ別記第三號様式ニ依リ賦課傳令書ヲ納入義務者ニ交付スベシ

賦金ノ納入義務者ハ前項ノ賦課傳令書ニ依リ市長ニ之ヲ納入スベシ
 第八條 財務出張所長及市長ハ別記第四號様式ノ賦金臺帳ヲ設備スベシ
 第九條 賦金ノ徵收手續ハ本令ニ定ムルモノノ外縣稅ノ徵收ニ關スル法令ヲ準用ス

第三章 取 締

第十條 財務出張所ハ娼妓又ハ藝妓ノ檢番事務所ヲ臨時檢査スルコトヲ得
 第十一條 娼妓又ハ藝妓ノ檢番事務所ノ代表者第五條ノ届出ヲナサズ若ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル
 トキハ過料ヲ科ス

附 則

明治二十五年六月鳥取縣令第四十八號貸座敷娼妓賦金賦課徵收手續及昭和七年九月縣令第四十一號
 貸座敷及娼妓賦金徵收規程ハ之ヲ廢止ス

第一號様式

00962

年 月 日

所在地

何々檢番事務所

代表者 氏

名 印

何々財務出張所長 宛

昭和何年何月中ニ於ケル貸座敷及娼妓花揚高左記ノ通ニ有之候條此段及御届候
 記

昭和 年 月中貸座敷別花揚高表 (買花高)

花	揚	高	貸座敷名	氏	名
藝妓	娼妓	計			

備考 貸座敷以外ニ於ケル花揚代ハ之ヲ除ク	計	圓	圓	圓
		圓	圓	圓
昭和 年 月中娼妓花揚高表				
花揚高抱主名妓名氏名				
圓				

第二號様式 用紙寸法 縦十八糎 横十一糎

賦課令書	第 號	郡	(市)	納
年度	雜收入	賦金	貸座敷賦金	(娼妓賦金)
一金				
右昭和 年 月 日限	金庫へ納付スベシ	財務出張所長 氏	名印	

第三號様式 用紙寸法 縦十三糎 横十三糎 ノモノ二枚接續

賦課傳令書

第 號	市 町 氏	名 納
年度	雜 收 入	賦 金
		貸 座 敷 賦 金 (娼 妓 賦 金)
一金		
右 年 月 日	年 月 日	領 收 印
日限本(市)收入役へ納付スベシ		
市 長 氏		
名 印		

領收印

領收證書

第 號	市 町 氏	名 納
年度	雜 收 入	賦 金
		貸 座 敷 賦 金 (娼 妓 賦 金)
一金		
年 月 日	領 收	
市 收 入 役 氏		
名 印		

備考 領收ノ年月日市收入役ノ印ハ領收ノ文字ヲ表示セル日附印ヲ使用スルコトヲ得

第四號様式

賦金臺帳様式

(貸座敷ノ分)

同	同	同	同	昭和 和年 年月 月日 日消 發滅 生	消義 滅務 年發 月生	娼 妓	
					本 籍 地	抱 主	住 所
						氏 名	屋 號
					妓		
					名		
					氏		
					名		
					生		
					年		
					月		
					日		

(娼妓ノ分)

同	同	同	同	昭和 和年 年月 月日 日消 發滅 生	消義 滅務 年發 月生	貸 座 敷	
					摘 要	市 町 名	
						氏 名	屋 號

00970

◆鳥取縣令第六號

昭和八年四月鳥取縣令第五號貸座敷及娼妓賦金規則第一條ノ課率ヲ昭和八年度ニ限リ左ノ通定ム

昭和八年四月十八日

鳥取縣知事

館

哲

二

貸座敷營業

花揚高 (買花高) 一圓ニツキ 金二錢五厘

娼妓

花揚高 一圓ニツキ 金三錢六厘

◆鳥取縣令第七號

理髮試驗其ノ他ノ手數料徵收規程左ノ通定ム

昭和八年四月十八日

鳥取縣知事

館

哲

二

00971

理髮試驗其ノ他ノ手數料徵收規程

第一條 本縣ニ於テ施行スル左ノ試驗ヲ受クル者ニ對シテハ各試驗手數料金一圓ヲ徵收ス

一 理髮試驗

一 製藥者試驗

一 藥種商試驗

一 毒物、劇物營業試驗

第二條 他ノ府縣ニ於テ施行スル理髮試驗ニ合格シ又ハ他ノ府縣知事ノ指定シタル學校若ハ講習所ヲ卒業シタル者ニシテ本縣理髮試驗委員ノ詮衡ヲ受クル者ニ對シテハ詮衡手數料金一圓ヲ

徵收ス

第三條 前二條ノ規程ニ依ル手數料ハ之ヲ願書ニ添付シ所轄警察署ニ納付スベシ

警察署長前項ノ願書及手數料ヲ查收シタルトキハ其ノ願書ニ手數料納付濟ノ証印ヲ押捺シ當廳ニ進達スベシ

第四條 本令ニ依リ納付シタル手數料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

◆鳥取縣告示第六十七號

家屋稅調查員氣高郡鹿野町原田勝美死亡シタルニ依リ昭和八年三月二十七日執行ノ之カ補充選舉會ニ於テ當選セル左記ノ者ニ對シ同年四月十日當選證書ヲ付與シタリ

昭和八年四月十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

氣高郡鹿野町大字鹿野千三百九十七番地

山 本 政 次

◆鳥取縣告示第六十八號

東伯郡山守村野添耕地整理組合換地處分ノ件認可セリ

昭和八年四月十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

◆鳥取縣告示第六十九號

本年第一回產婆、看護婦、鍼術、灸術、按摩術、マツサージ術試驗ヲ左記日時場所ニ於テ施行ス
出願者ハ當日午前七時迄ニ受験用具携帶出頭スベシ

昭和八年四月十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

試験ノ種類	日	時	場 所
看護婦學說	昭和八年五月十八日午前九時ヨリ		鳥取市東町縣會議事堂
實地	同 年五月十九日同	上	同
同	同 年同月二十日同	上	同

產婆學說	同	年同月三日同	上	同
實地	同	年六月七日同	上	同
鍼術、灸術、學說	同	年五月三十日同	上	同
按摩術、マッサージュ	同	年同月三日同	上	同
實地	同	年六月一日同	上	同

◆鳥取縣告示第七十號

左記日時場所ニ於テ理髮試驗ヲ行フ志願者ハ來ル五月十日迄ニ願書ニ寫真(出願前六ヶ月以内ニ撮影シタル手札型無臺紙)貳葉添付提出ノ上當日午前七時迄ニ受驗用具携帶出頭スベシ

昭和八年四月十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

試驗ノ種別	日	時	場	所
理髮學說	昭和八年六月二日	午前九時ヨリ	鳥取市東町縣會議事堂	米子市桃町一丁目米子警察署
實地	同	年同月十六日同	上	鳥取市東町縣會議事堂

◆鳥取縣告示第七十一號

當管内ニ於ケル健康保險齒科醫トシテ左記ノ通指定ス

昭和八年四月十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

診療所所在地	氏名	指定年月日
西伯郡手間村大字天萬五三九	中會 副	昭和八年四月十四日